



特集

ロシアによるウクライナ侵略と 日本の対応

攻撃を受け炎上するキーウの住宅（写真：AFP＝時事）



1 冒頭

(1) 主な出来事

2月24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始し、首都キーウを含め、ウクライナ北部・東部・南部が攻撃にさらされた（ロシアは「特別軍事作戦」と称している。）。プーチン・ロシア大統領は同日のテレビ演説で、その目的は8年間にわたりキーウ政権からの愚弄と虐殺にさらされてきた人々の保護、そのためにウクライナの非軍事化と非ナチ化を追求していくと発言した。

2月末からロシア・ウクライナ間で断続的に交渉が行われたものの、何らかの具体的な合意にはつながらなかった。3月末には、ロシア側はキーウ方面などにおける段階的な軍事的エスカレーションの「緩和」を発表し、キーウを含む北部から撤退したが、その後、部隊を再編し、東部・南部へ戦力を集中させた。ロシア軍撤退後のブチャなどキーウ近郊では一般市民の虐殺を含む残虐行為の形跡が発見され、国際世論に大きな衝撃を与えた。

また、ロシア側は、南部ヘルソン州及び東部ルハンスク州のほぼ全域、南東部にある欧州最大級とされるザポリジヤ原子力発電所（以下、「ザポリジヤ原発」という。）を含むザポリジヤ州、東部ハルキウ州及びドネツク州の一部地域の制圧を主張した。

この影響を受け、黒海を通じた食料輸出が滞る状況が続いていたが、7月22日、国連、トルコ、ウクライナ及びロシアとの間で「黒海穀物イニシアティブ」の合意に至った。以降、ウクライナ南部の港から穀物を積載した船舶が出航するようになった。

夏以降、ウクライナ側はロシアに対する反転攻勢を行い、9月12日には北東部ハルキウ州ほぼ全域のロシアからの解放を発表した。同月21日、プー

チン大統領が部分的動員令を公表し、当局の発表によれば30万人規模の動員を行った。この際、動員を逃れるために、多くの人々がロシア国外に脱出する事態が生じた。同月下旬、ウクライナ国内のドネツク、ルハンスク、ザポリジヤ及びヘルソンにおいてロシアへの「編入」に関する「住民投票」と称する行為が行われ、その結果を口実として、ロシアはこれらの地域を違法に「併合」した。一方、10月初め、ウクライナ側はドネツク州リマンの奪還を発表した。

10月8日、ロシア側が建設したクリミア半島とロシアをつなぐ大橋で爆発が発生すると、ロシア側はこれをウクライナ当局によるテロ行為であると断定した。以降、ロシア側はキーウを始めとするウクライナ各地のエネルギーなどのインフラ施設を中心にミサイルやドローンによる大規模攻撃を行うようになり、大きな被害が生じており、現在に至るまで民生インフラなどへの攻撃が継続している。

11月、ロシア側は州都ヘルソン市を含む南部ヘルソン州一部地域から撤退したが、その後も、同地域に対するロシア側による攻撃は継続された。12月に入ると、ロシア国防省は、ウクライナ側がロシア国内の軍用飛行場に無人機による空爆を試みた、迎撃時に無人機の破片が落下・爆破し、死傷者が発生したと発表した。同月21日には、ゼレンスキー・ウクライナ大統領が侵略開始後初めての海外訪問として米国を訪問し、更なる軍事支援を要請し、米国は地对空誘導弾「ペトリオット」を含む追加の軍事支援を発表した。

年末年始もウクライナ各地に対するミサイル・無人機などによる攻撃が断続的に発生した。ロシアによる更なる大規模攻撃の可能性が指摘される中、ウクライナからの要請に応じ、欧米各国は主力戦車の供与を含む同国への軍事支援を強化させてい

る。2023年2月末現在、両国の間で停戦交渉の開始に向けた動きは見られず、事態の長期化や更なるエスカレーションを懸念する声もあり、引き続き予断を許さない状況となっている。

ロシアによるウクライナ侵略は、ウクライナ国民の命や平和な暮らしを奪っただけでなく、戦争の影響を直接受けた近隣諸国はもちろん、世界有数の穀物輸出国である両国からの穀物輸出などの制限を引き起こした。また、ロシアはエネルギー資源を使って、エネルギー供給を輸入に依存する諸国に対して圧力をかけている。このような食料・エネルギーを地政学的な威圧の手段として利用するロシアの試みは、世界的な食料・エネルギーの供給不足、価格の高騰を招いた。

(2) 日本の基本的立場

ロシアによるウクライナ侵略は、国際社会が長きにわたる懸命な努力と多くの犠牲の上に築き上げてきた国際秩序の根幹を脅かすものであり、世界のいかなる国・地域にとっても決して「対岸の火事」ではない。日本は、力による一方的な現状変更は、欧州であれ、東アジアであれ、いかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、この1年、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、厳しい対ロシア制裁と強力なウクライナ支援に取り組んできた。さらに、食料・エネルギー価格の高騰など、ロシアによるウクライナ侵略が特に多くの開発途上国に困難をもたらしているグローバルな課題の解決、そして、法の支配に基づく国際秩序を維持・強化するため、安保理改革を含む国連の機能強化を始めとするグローバル・ガバナンスの問題にも積極的に取り組んできた。

プーチン大統領が侵略開始直後にロシア軍抑止力部隊を特別戦闘当直態勢に移行させたほか、ロ

シアから様々な発信を通じて核による威嚇がなされており、ロシアによる核兵器使用の可能性が国際社会で懸念される状況が続いている。こうした中、日本は唯一の戦争被爆国としても核兵器が使用される可能性を深刻に懸念し、また、ロシアの核兵器による威嚇、ましてや使用はあってはならないと、国連やG7などの国際場裡及び各国との二国間会談の場で強く訴えてきた。ウクライナの原子力施設又はその付近でのロシアの軍事行為は決して許されるものではなく、日本は、ロシアの行為を最も強い言葉で非難し、また、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験も踏まえ、国際原子力機関 (IAEA) によるウクライナの原子力施設の安全や核セキュリティの確保に向けた取組を後押ししてきた。

ロシアの暴挙が脅かしている法の支配に基づく国際秩序は、G7のみならず国際社会全体の平和と繁栄を支える公共財である。この1年、G7以外にも、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、南アジア、中央アジア、大洋州、中東、アフリカ、中南米など各国との関係を深め、共にこの秩序を擁護するため働きかけてきた。こうした取組の結果、国連総会において、10月12日にはウクライナ国内における「住民投票」と称する行為及びロシアによる「併合」の違法な試みを非難する決議が、2023年2月23日にはウクライナの平和を求める決議が、それぞれ143か国及び141か国という全国連加盟国の7割以上の賛成をもって採択されるなど、国際社会の意思が明確に示されてきている。日本は、ロシアが一刻も早く侵略をやめるよう、暴挙には高い代償が伴うことを同国に示すため、対ロシア制裁に参加していない国々への働きかけを含め、国際社会との結束を強化していく。

このような基本的立場を踏まえ、2023年3月21日、岸田総理大臣は、ロシアによる全面的な侵略開始以降初となるウクライナ訪問を実現し、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と首脳会談を行った。岸

田総理大臣自らによる戦時下のウクライナ訪問は、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの日本の信念を体現し、関係各国に強いメッセージを送るものとなった。会談において、岸田総理大臣は、同大統領のリーダーシップの下で、祖国と自由を守るために立ち上がっているウクライナ国民の勇気と忍耐に敬意を表し、ウクライナ国民に対する日本の揺るぎない支援と連帯、G7議長国として法の支配に基づく国際秩序を守り抜く決意を伝えた。その上で、両首脳は、両国間の連携をこれ

まで以上に強化することで合意し、「特別なグローバル・パートナーシップに関する共同声明」を発出した。また、岸田総理大臣は、ロシアによる侵略を受けウクライナが被った被害などの状況を直接視察した。¹

本特集では、ロシアによるウクライナ侵略とその影響に対し、この1年、日本がどのような考えの下、どのような取組を行ってきたのか、振り返る。

2 日本の対応

(1) 対ロシア政策の転換及び対ロシア制裁

日本は、インド太平洋地域の戦略環境が大きく変化しつつある中で、ロシアと安定的な関係を構築することは、日本の国益のみならず、地域の安定と発展にとっても極めて重要との考えの下、対ロシア外交に取り組んできた。しかし、ロシアによるウクライナ侵略の開始により、国際社会としてロシアとの関係をこれまでどおり維持することができなくなったことを受け、日本としても従来の対ロシア外交を大きく転換し、G7を始めとする国際社会と連携しつつ厳しい対ロシア制裁をとるなど、断固とした行動をとってきている。

2月21日、ロシアが「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」を「独立国家」として承認し、両「共和国」との条約批准などを行ったことを受け、日本は、両「共和国」との輸出入禁止や関係者（24個人）の資産凍結、ロシア政府による新たなソブリン債の日本での発行・流通禁止などを発表した。

また、2月24日、ロシアがウクライナへの軍事行動を開始したことを受け、林外務大臣はガルージン駐日ロシア大使を召致し、ロシアの侵略に対

する強い非難を伝え、直ちに侵略をやめロシア国内に撤収することなどを求めた。翌25日、日本は、G7を始めとする国際社会と連携し、(ア) ロシア関係者（6個人）への資産凍結、(イ) ロシアの3金融機関（バンク・ロシア、プロムスヴァジバンク、ロシア対外経済銀行）に対する資産凍結、(ウ) ロシアの軍事関連団体（49団体）に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目や半導体など汎用品のロシア向け輸出に関する制裁を発表した。27日には、プーチン大統領を含む、ロシア政府関係者に対する資産凍結などの措置を決定し、また、欧米各国からの要請を踏まえ、SWIFT²からロシアの特定銀行を排除する措置に参加することを発表した。

その後も、日本はG7を始め各国と緊密に連携し、ロシアの政府関係者・軍関係者・国家院議員・財閥関係者などに対する資産凍結措置や金融措置などとして、ロシア最大手ズベルバンクを含む銀行などに対する資産凍結措置や、ロシア中央銀行との取引制限、デジタル資産を用いたロシアによる制裁回避への対応、ロシアへの新規投資の禁止、

1 2023年3月の岸田総理大臣のウクライナ訪問については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/page1_001548.html



ロシア向けサービス（信託、会計・監査、経営コンサルティング）の提供禁止などを実施した。

また、貿易措置としては、関税暫定措置法を改正し、ロシアの最恵国待遇を撤回した。さらに、ロシアへの奢侈品や先端的な物品、産業基盤強化に資する物品、化学兵器などの関連物品の輸出禁止など措置の対象を拡大したほか、ロシアからの一部物品（機械類、一部木材、ウォッカなど）や金の輸入禁止を実施するなど、厳しい制裁措置を実施している。

上記のような経済制裁以外にも、日本は、ロシアの一部の関係者に対して日本への査証発給の停止を行っている。

こうした動きに対し、ロシア側は、3月21日、平和条約交渉を継続しない、四島交流及び自由訪問を中止する、共同経済活動に関する対話から離脱するなどの措置をとるとの声明を発表し、9月5日、四島交流及び自由訪問についての合意の効力を停止すると政府令を発表した。さらに、5月4日、ロシア側は岸田総理大臣を含む63人についてロシアへの入国禁止措置を発表し、7月15日には更に衆議院議員384人について入国禁止措置を発表した。

また、4月8日、ウクライナ侵略における状況も踏まえ、日本として総合的に判断した結果、8人の在日ロシア大使館の外交官及びロシア通商代表部職員の国外退去を求めた。これに対し、4月27日、ロシア側は8人の在ロシア日本大使館員の国外退去を求めた。

このようなロシア側の日本に対する一連の措置について、ウクライナ侵略という軍事的手段に訴え今回の事態を招いたのはロシア側であるにもかかわらず、ロシア側は日本側に責任を転嫁するような極めて不当な主張をしており、断じて受け入れられない。日本は、政府としてその旨ロシア側に伝達し、強く抗議してきている。

エネルギー分野への措置としては、政府は、石炭や石油を含め、ロシアのエネルギーへの依存をフェーズアウトする方針であり、国民生活や事業活動への悪影響を最小化する方法で、時間をかけてそのステップをとっていくこととしている。また、ロシアにおける石油・天然ガス開発事業「サハリン1」、「サハリン2」については、中長期的な安定供給を確保する観点から、日本のエネルギー安全保障上重要なプロジェクトであり、権益を維持する方針である。なお、G7及びオーストラリアは、欧州連合（EU）と共にロシアのエネルギー収入を減少させつつ、国際的な石油価格の安定化を図ることを目的に、ロシア産石油及び石油製品へのプライスカップ（価格上限規制）を導入している。

（2）対ウクライナ支援

日本は、ロシアによるウクライナ侵略開始当初から、ウクライナに対し、財政、人道、防衛装備品の支援から避難民の受入れまで、現地のニーズを的確に把握しながらウクライナの人々に寄り添った支援を迅速に実施してきた。具体的には、ウクライナ及び周辺国などに対する、財政、人道、食料及び復旧・復興の分野で約16億ドルの支援を順次実施してきている。



日・ウクライナ首脳会談に際する歓迎式典
(2023年3月21日、ウクライナ・キエウ 写真提供：内閣広報室)

2 SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication: 国際銀行間通信協会) の概要

- ・世界中の銀行間の金融取引の仲介と実行の役割を担う団体（協同組合）。本社はベルギー
- ・200超の国の1.1万以上の銀行などが接続し、1日平均4,200万件以上の国際金融取引に係るメッセージを送信している。
- ・同協会はベルギー法の下で設立され、EUの規制枠組みが適用されている。

ロシアによる侵略から1年の機会には、改めてウクライナへの連帯を示すため、関連する予算と法律の国会での成立を前提として約55億ドルの追加財政支援を行うことを決定した。さらに、2023年3月21日、ウクライナを訪問した岸田総理大臣は、キーウでの日・ウクライナ首脳会談³において、今後、これらの総額71億ドルの支援を着実に実施し、電力、地雷処理、農業など様々な分野でウクライナを支えていくと述べた。また、岸田総理大臣から、今般、エネルギー分野などへの新たな二国間無償支援等を4.7億ドル供与すること、北大西洋条約機構 (NATO) の信託基金を通じた殺傷性のない装備品支援に3,000万ドルを拠出することを決定したと述べた。

ア 財政支援

岸田総理大臣は、2月15日に行われた日・ウクライナ首脳電話会談において、ゼレンスキー・ウクライナ大統領に対し、借款による支援を緊急に供与する用意があることを表明し、また、3月24日のG7首脳会合において、世界銀行との協調融資により1億ドルの緊急の財政支援を行うことを表明し



財政支援に係る交換公文署名式 (4月28日、東京)

た。その後、4月19日のウクライナ情勢に関する首脳テレビ会議において、日本は財政支援の1億ドルから3億ドルへの増額、5月20日には更に総額6億ドルに倍増することを表明した。経済危機に直面するウクライナの緊急かつ短期的な資金需要に対応するため、日本はウクライナ政府に対し迅速に手続きが進むよう働きかけ、最初に表明した1億ドル (130億円) については4月28日に、5億ドル (650億円) の追加供与について6月7日に、それぞれ東京においてウクライナ側と有償資金協力のための交換公文の署名を行った。

この財政支援は、ウクライナ政府による必要不可欠な公共サービスを維持・継続し、経済改革及び政府関係者の能力構築を推進するために用いられており、ロシアの侵略に伴い経済危機に直面するウクライナの経済を下支えすることが期待される。

また、2023年1月16日、日本は、公的債権者グループの一員として、国債保有者への返済期限が到来した債務支払を猶予するとのウクライナからの要請を支持し、国債保有者が本要請に同意することを促すことを目的に、ウクライナに対する債務救済措置 (債務支払猶予方式) に関する書簡の交換を行った。

さらに、2023年2月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議及びG7首脳テレビ会議において、大きな課題となっているウクライナの財政ギャップに対応するため、関連する予算と法律の国会での成立を前提とした約55億ドルの追加財政支援を表明した。

イ 人道支援

ロシアによるウクライナ侵略を受け、2月27日、日本は、他国に先駆けてウクライナ及び周辺国に対する1億ドルの緊急人道支援を表明した。国際機関及び日本のNGOを通じて、保健・医療、食料

3 2023年3月21日の日・ウクライナ首脳会談については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/ua/page4_005820.html



などを始めとする緊急性の高い分野において活動を行い、また、避難している人々の多くが女性や子供たちであることを踏まえ、女性や子供のニーズにも配慮した支援を行った。

一例としては、国連児童基金（UNICEF）及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じた、「ブルドット（Blue Dot）」と呼ばれる、国外に避難したウクライナの子供たちとその家族の支援拠点として設置された「子どもにやさしい空間」への支援が挙げられる。また、UNHCR、国際移住機関（IOM）などを通じた、女性や子供が安全に身を寄せることができる一時避難施設を提供し、性的及びジェンダーに基づく暴力の予防に取り組んでいるほか、国連世界食糧計画（WFP）を通じて温かい食事を提供する支援なども行った。

3月24日、日本は、更なる人道ニーズを踏まえ、追加で1億ドルの緊急人道支援を行うことを表明した。具体的には、ウクライナ及び周辺国の国境管理当局などに対する人身取引対策の能力強化に関する支援のほか、緊急的がれき除去に伴う地雷・不発弾の処理・対応を含めた人道的活動を通じて避難民の安全な移動の確保に貢献し、また、人口比で最大の避難民を受け入れているモルドバへの支援にも配慮した。

4月1日には、UNHCRに対し、国際平和協力法に基づき、政府の備蓄物資である毛布、ビニールシート及びスリーピングマットを無償で提供するこ



UNHCRの人道救援物資を輸送する自衛隊機。輸送された物資は、UNHCR経由で避難民に届けられた
(5月13日、ルーマニア 写真提供：防衛省ホームページ)



仮設住宅の付近に設置されている日本が提供した発電機 (©UNHCR)

とを閣議決定し、同月19日にUNHCRに譲渡した。同月28日には、同法に基づき、「ウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施計画」を閣議決定し、同計画に基づき、5月1日から6月27日までの間、自衛隊機計8便を運航し、UNHCRの人道救援物資をドバイ（アラブ首長国連邦）からポーランド又はルーマニアまで輸送した。

また、ウクライナは世界有数の農業国であるが、ロシアによる侵略の影響により農地への作付けが困難な状況となっていることから、国連食糧農業機関（FAO）を通じて穀物生産のための種子や肥料の配布を行い、ウクライナ国内の農業生産を早期に回復し、同国のみならず世界の食料安全保障の確保に貢献する支援も行った（世界の食料安全保障の確保に貢献する日本の支援の詳細は4（1）参照）。

その後も、ロシアの攻撃により多くのエネルギー・インフラ施設が破壊され、日々の寒さが厳しくなり日が短くなる中、停電により暖房設備や照明器具を使用できない人々に対し、UNHCRを通じた発電機やソーラー・ランタンの提供による越冬支援を11月22日に決定した。12月以降、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた発電機の供与も実施し、これまでに約300台の発電機を供与した。さらに、2023年2月には、国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）を通じて、ウクライナ国家警察に対して、反射材及びカイロを供与する追加的な越冬支援を決定した。

ウ 装備品などの供与

ロシアによるウクライナ侵略という、欧州のみならず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす行為に対し、国際社会が結束して毅然と対応することは、ルールに基づく国際秩序を守り抜くためにも、また、日本の安全保障の観点からも極めて重要である。

こうした観点から、ウクライナ側から装備品などの提供の要請を受け、日本は、自衛隊法に基づき、防衛装備移転三原則の範囲内で非殺傷性の物資を提供するため、3月8日に国家安全保障会議において、防衛装備移転三原則の運用指針を一部改正し、同月以降、防弾チョッキ、鉄帽（ヘルメット）、防寒服、衛生資材、化学兵器等対応用の防護マスク及び防護衣、小型のドローン並びに民生車両（バン）などを自衛隊機などにより輸送し、提供してきた。

なお、自衛隊法に定められている装備品などの譲渡に当たり、自衛隊法及び防衛装備移転三原則上求められる国際約束として、3月8日、林外務大臣とコルスンスキー駐日ウクライナ大使との間で交換公文の署名が行われ、即日発効した。この交換公文では、譲渡される装備品などの目的外使用の禁止などに関する規定を設けることで、ウクライナへの移転後の適正な管理を確保した。

エ 避難民受入れ

「欧州における第二次世界大戦後最大の難民危機」（グランディ国連難民高等弁務官の発言）とされるウクライナ避難民の発生に対し、日本は避難民受入れに関する取組を積極的に行っている。ロシアによる侵略が開始して間もない3月2日、岸田総理大臣はウクライナ避難民受入れを進める考えを表明し、16日には司令塔として「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を設置した上で、18日に、「ウクライナから避難を余儀なくされ、日本への避難を希望するウクライナの方々」について受入れ

支援を行うことを決定した。現地でも、25日に在ポーランド日本国大使館及び在ジェシュフ連絡事務所の体制を強化して「ウクライナ避難民支援チーム」を設置し、避難民の方々の日本への渡航支援のニーズについて調査・把握を進めた。

また、4月初旬には林外務大臣と津島淳法務副大臣がポーランドを訪問し、ポーランド政府要人との会談や、避難民施設の視察、ウクライナ国境地帯の訪問などを通じて、ウクライナ避難民の置かれた状況や、受入れに関するニーズ、受入れに当たった課題などを確認した。林外務大臣の帰国の際には、政府専用機の予備機に、日本への避難を切に希望しているものの、自力で渡航手段を確保することが困難な20名の避難民の方々が搭乗した。

加えて、円滑に日本に渡航できるようにする観点から、4月8日から現在（2023年2月末）にかけて、日本への避難を切に希望しているものの、自力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ避難民の方々に対し、毎週政府がポーランドとの直行便の座席を借り上げ、人道的観点から、渡航支援を行っている。今後も当面、日本への渡航を支援する予定である。

避難民受入れに当たっては、ウクライナから避難される方々にまず安心できる避難生活の場を提供することが重要であり、今後も関係省庁と連携しながら、困難に直面するウクライナの人々に寄り添った支援を行っていく。

オ 復興支援

情勢の見通しが立たない中で、ウクライナ復興に向けて国際社会も動き出している。

7月4日及び5日、スイス・ルガーノにおいて「ウクライナの復興に関する国際会議」が開催された。日本政府からは鈴木貴子外務副大臣が出席し、鈴木外務副大臣からは、様々な自然災害などから復興を成し遂げてきた日本の経験をいかしながら今後のウクライナの復興に積極的に貢献していく考

えを強調し、その上で、ウクライナの復興計画が、ウクライナの人々に輝かしい未来への希望を与えるものとなることに対する期待を表明した。会議の成果として、参加国・機関が確認する形でウクライナ復興の指針となる原則をまとめた「ルガーノ宣言」が発出された。

10月25日、ベルリンで「ウクライナ復興・再建・近代化に関する国際専門家会議」が開催された。同会議に際し、岸田総理大臣が、ビデオ・メッセージを送る形で参加し、ウクライナの復興に当たっては、第一に、それがウクライナのオーナーシップに基づいたものとなること、第二に、支援に従事する全ての国・機関・企業が復興の全体像を共有すること、そして第三に、国際ルールやスタンダードに従って、透明かつ公正な形で活動がなされることが不可欠であることを述べた。また、EUや本件会議に参加している関係国を始めとする幅広い国際社会の支援を得られる枠組みとすることが必要であり、2023年、G7議長国を務める日本として、ウクライナにおける一刻も早い平和の回復及び復興の実現に向けて、国際社会の議論を積極的にリードしていく考えであると述べた。

12月13日、パリで「ウクライナ市民の強^{じん}靱性を支援するための国際会議」が開催され、吉川ゆうみ外務大臣政務官が出席した。吉川外務大臣政務

官からは、ウクライナ及び周辺国向けの予算を含む補正予算の成立について紹介した上で、発電機などエネルギー関連分野とともに喫緊の人道支援やウクライナの人々の生活再建に重点を置きつつ、必要な人道支援に加え、復旧・復興支援を実施していくと表明した。また、2023年のG7議長国という立場から、G7を始めとする国際社会と緊密に連携した上で、日本がこれまで他国の復興で培ってきた知見や経験をいかし、ウクライナの人々に寄り添った支援を積極的に行っていく考えであると表明した。

ウクライナの復興に当たっては、上記会合での議論を踏まえつつ、ウクライナ自身のオーナーシップの下、国際社会による力強い支援を得て、ウクライナの人々が短期・中長期的な未来を思い描けるようにすることが重要である。また、支援に従事する全ての国・機関・企業などが復興の全体像を共有し、国際ルールやスタンダードに従って、透明かつ公正な形で活動がなされることも不可欠である。日本としては、現地のニーズを的確に把握しながら、これまで培ってきた知見や経験をいかし、ウクライナの人々に寄り添った復興支援を検討、実施していく。

具体的な例として、2023年1月に、日本が20年以上にわたり地雷・不発弾対策を支援してきたカンボジアとの協力の下、カンボジアと日本で、ウクライナ政府職員に対して、日本がウクライナに供与予定の地雷探知機の使用訓練・研修を実施した。2月には、日本が2017年から災害時・非常時の報道体制づくり、番組制作能力の強化、放送機材の運用・維持管理能力の強化などを支援してきたウクライナ公共放送局（PBC）に対して、正確かつ公平な報道体制の構築などを通じ、ウクライナの民主主義強化に貢献するため、JICAを通じて放送機材を供与した。

日本は、2023年のG7議長国として、一刻も早い平和の回復及び復興の実現に向け、国際社会の議論を積極的にリードしていく。



カンボジア地雷除去センター専門家によるウクライナ非常事態庁職員への地雷探知機使用訓練の様子
(2023年1月17日、カンボジア・コンポチュナン 写真提供：JICA)

3 同志国・国際社会との連携

日本は、G7を始めとする同志国や、国連など国際機関と緊密に連携しながら、ロシアによるウクライナ侵略に対応してきた。

(1) G7における連携

ロシアによるウクライナ侵略は、欧州のみならず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、G7の結束が一層重要になっている。2022年、G7は、オンラインを含め首脳会合を6回、外相会合を11回も開催するなど、前例にない頻度で緊密に連携し、国際社会の取組を主導してきた。

まず、侵略が始まった2月24日に開催されたG7首脳テレビ会議では、G7として、ロシアの侵略を非難し、この危機はルールに基づく国際秩序に対する深刻な脅威であり、その影響は欧州にとどまるものではないこと、国際的に認められた国境を力によって変更することは正当化され得ないことを確認し、ロシアのウクライナ侵略を最も強い言葉で非難するG7首脳声明が発出された。

3月24日には、ベルギーのブリュッセルにおいてG7首脳会合が開催され、G7として、プーチン大統領などの責任を追及するため、世界中の同盟国やパートナーと共に取り組むことを確認し、また、経済・金融措置を完全に実施することなどにより、ロシアに厳しい結果をもたらすこと、必要に応じて追加的な措置をとる用意があり、引き続き結束して行動することを強調した。

5月8日のG7首脳テレビ会議では、ウクライナの民主的で繁栄した未来を確保するためにG7で結束していくことの決意を再確認した。また、日本によるアジア各国への働きかけについて高い評価が示され、G7以外の国々や国際機関などの国際社会のパートナーに対しても、G7の取組との連携や協



G7エルマウ・サミット：ウクライナ情勢を議題としたセッション
(6月27日、ドイツ・エルマウ 写真提供：内閣広報室)

調が広く呼びかけられた。

5月12日から14日まで、ドイツのヴァイセンハウスにおいてG7外相会合が開催され、ウクライナ情勢についても突っ込んだ意見交換が行われた。林外務大臣からは、ロシアによる核の威嚇・使用は決して認め得ず、国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要であることを強調し、G7の連携を呼びかけた。

6月26日から28日までドイツで行われたG7エルマウ・サミットにおいて、G7として、ウクライナの主権や領土の一体性を改めて支持し、また、財政的、人道的、軍事的及び外交的支援を引き続き提供することを確認し、岸田総理大臣からは、G7として、制裁を含めた国際社会の取組を引き続き主導していくことを呼びかけた。

10月11日のG7首脳テレビ会議では、岸田総理大臣から、ウクライナ各地への攻撃に関してロシアを強く非難し、ウクライナにおける「住民投票」と称する行為及びロシアによる違法な「併合」は決して認められないと述べ、引き続きG7として結束していくことを確認した。

11月3日及び4日には、ドイツのミュンスターにおいてG7外相会合が開催され、G7として、ロシアによる民間人や民間施設への攻撃を強く非難し、

引き続き結束して、越冬支援を含めウクライナを支援していくことを確認した。

12月12日のG7首脳テレビ会議において、岸田総理大臣は、ウクライナの発電所などに対するロシアの攻撃を強く非難し、また、ウクライナへの支援を継続していくことの重要性を訴え、G7として、ウクライナに対する揺るぎない支持と連帯を再確認した。

以上の首脳会合開催に加え、3月11日（日本時間12日）及び4月7日にはウクライナ情勢に関するG7首脳声明を発出し、事態の進展を踏まえた対ロシア制裁措置の強化などについて、G7首脳として迅速にメッセージを打ち出した。

2023年に入ってから、日本が議長国としてG7の取組を主導している。同年2月18日には、ドイツのミュンヘンにおいて、日本議長国下で初となるG7外相会合が開催され、林外務大臣からは、ロシアによるウクライナ侵略開始から間もなく1年を迎える中、G7が結束してウクライナを支援していくこと、そして、法の支配に基づく国際秩序を守り抜いていくことについてのG7の確固たる決意を示したいと述べ、G7として緊密に連携していくことを確認した。

侵略開始から1年となる同年2月24日には、岸田総理大臣がG7首脳テレビ会議を主催し、ロシアによるウクライナ侵略への対応などにおけるG

7の揺るぎない結束を改めて確認するとともに、新たな対ロシア制裁措置などを含む首脳声明を発表した。

また、1月24日には、ウクライナのエネルギー分野に対する支援について議論するため、G7に加え、クレーバ・ウクライナ外相や同志国、国際機関が参加するG7+外相会合⁴を米国と共催した。

(2) 国連における連携

国連安全保障理事会（以下、「安保理」という。）は、五つの常任理事国（中国、フランス、ロシア、英国、米国）を含む15の国連加盟国で構成され、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を有し、加盟国に代わって義務を果たす役割を担っている（国連憲章第23条及び24条）。

ロシアがウクライナへの侵略を開始した2022年2月から12月末までの間に、約50回の安保理の関連会合が開催され、ウクライナ情勢について継続的に議論がなされているものの、安保理は、ロシアによる侵略に対して、憲章が定めた役割を果たせていない。

安保理が手続面を除く事項について決定するためには、ロシアを含む全ての常任理事国が反対しないことが必要であるが（憲章第27条3）、これまでロシアは、2月と9月の2度にわたり安保理による決議案の採択に反対している（いわゆる「拒否権」の行使）。ロシアによるウクライナ侵略を通じ、常任理事国が紛争当事国である場合、安保理が取得する行動が極めて限られることが改めて明らかとなった。

一方で、安保理で拒否権が行使された場合、国連総会を緊急に開催する仕組みが存在する。安保理は、2月の決議案否決を受け、1950年に採択された総会決議「平和のための結集」に基づき、緊急特別総会の開催を総会に要請した。これを受け、総会は、3月にロシアによるウクライナ侵略を非難



G7外相会合（11月3日、ドイツ・ミュンスター）

4 G7各国、ウクライナ、ポーランド、チェコ、ルーマニア、スロバキア、ブルガリア、バルト三国、世界銀行、国連開発計画（UNDP）、欧州復興開発銀行（EBRD）、欧州エネルギー共同体（EEC）が参加

しロシア軍の即時撤退を求めることなどを内容とする決議を圧倒的多数の賛成により採択した。その後も、総会は、同月にウクライナに対する侵略の人道上の影響に関する決議、4月に人権理事会におけるロシアの理事国資格を停止する決議、10月にウクライナの領土一体性及び国連憲章の原則の擁護に関する決議、11月にウクライナへの侵略に対する救済と賠償の推進に関する決議を、それぞれ賛成多数で採択した。さらに、2023年2月23日には、ロシアによるウクライナ侵略開始から1年の機会を捉えて、ウクライナの平和を求める決議が圧倒的多数の賛成により採択された。また、2022年4月には、緊急特別総会が開催されない場合でも、拒否権が行使された場合には総会が開催されることを定めた総会決議が採択され、拒否権を行使した国は、事実上総会での説明責任を求められることになった。

このような仕組みを通じ、全加盟国が参加する総会が、ロシアの拒否権行使により役割を果たせない安保理に代わり、国際社会の声を映し出す役割を果たしている。

また、一連の国連総会決議を通じて、領土一体性の尊重や武力による領土取得の禁止といった、国連憲章や友好関係原則宣言に含まれる重要な原則を国際社会として再確認したことは、法の支配に基づく国際秩序の維持・推進という観点から

意義深い。

日本は、9月20日の一般討論演説において、岸田総理大臣から国連憲章の理念と原則に立ち戻り、国際社会における法の支配に基づく国際秩序の徹底を呼びかけ、また、ロシアによるウクライナ侵略を非難し、国連憲章の理念と原則を守る総会の強い意思を示す観点から、ウクライナ及び同志国とも連携し、全ての総会決議の共同提案国となり、賛成票を投じている。

(3) 国際司法機関との連携

ロシアによるウクライナ侵略については、国際司法機関においても取組が進められており、日本は、法の支配を重視する立場から、これらに対応してきている。2022年2月、ウクライナは、ロシアがルハンスク及びドネツクにおいてジェノサイド行為が発生しているとの虚偽の主張を行い、ウクライナに対する軍事行動を行っているとして、ロシアを国連の主要な司法機関である国際司法裁判所 (ICJ) に提訴した。同年3月、ICJは、ロシアがウクライナの領域内で開始した軍事作戦を直ちに停止し、軍事作戦を更に進める行動をしないことを確保すべきといった内容の暫定措置命令を発出した。この暫定措置命令は当事国を法的に拘束するものであり、日本は、外務大臣談話の発出などにより、ロシアに対してこれに従うことを強く



総会決議の採択 (10月、米国・ニューヨーク 出典:国際連合ウェブサイト)



ICJにおけるウクライナ側の口頭弁論の様子
(出典:UN Photo/ICJ-CIJ/Frank van Beek. Courtesy of the ICJ.)



ICC外観 (出典:ICC-CPI)

求めている。

国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を犯した個人を国際法に基づいて訴追・処罰するための常設の国際刑事裁判機関として、国際刑事裁判所 (ICC) が設置されているが、3月、日本は、ウクライナの事態に関するICCの捜査への支援を明確化する観点から、同事態をICCに付託した。ウクライナの事態については、4月までに、アジアの国としては唯一の日本を含め計43か国がICCに付託している。

2022年ウクライナ関連国連総会決議の投票結果 (単位:票)

	決議	賛成	反対	不投票	棄権
3月2日	ウクライナに対する侵略	141	5	12	35
3月24日	ウクライナに対する侵略の人道上的影響	140	5	10	38
4月7日	ロシアの人権理事会理事国資格停止	93	24	18	58
10月12日	ウクライナの領土一体性及び国連憲章の原則の擁護	143	5	10	35
11月14日	ウクライナへの侵略に対する救済と賠償の推進	94	14	12	73
(2023年) 2月23日	ウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な平和の基礎となる国連憲章の諸原則	141	7	32	13

4 国際社会に対する負の影響への対応

ロシアの侵略は、世界に食料・エネルギー危機をもたらし、また、ウクライナの原子力発電所への攻撃やロシアによる核による脅しは、ウクライナ及び近隣諸国のみならず世界を不安に陥れている。

(1) 食料・エネルギー危機

ロシアのウクライナ侵略によって生じた食料・エネルギーの供給不足及び価格の高止まりは、世界の経済活動に深刻な影響を与えている。食料については、ウクライナからの黒海を通じた穀物輸出の途絶などによって、主要穀物の国際価格の高騰が生じたほか、肥料原料についてもロシアによる

輸出規制が、国際市場の混乱を引き起こし、価格の高騰を招いた。このような状況に対し、ロシアは、食料価格の高騰は西側諸国による経済制裁が原因であるとのプロパガンダを展開し、国際社会の分断を企てている。また、エネルギーについては、ロシアはエネルギー資源を使って、エネルギー供給を輸入に依存する諸国に対して圧力をかけている。廉価な食料・エネルギーへのアクセスは、人々が尊厳を持って生きるための基盤を成すものだが、国際社会において、特に脆弱な立場にある人々の食料・エネルギー安全保障が脅かされている。

こうした状況において日本は、食料分野においては、

国連世界食糧計画 (WFP) や国連食糧農業機関 (FAO) などの国際機関のみならず、二国間支援や日本のNGOを通じて、食料不足に直面する国々への食料支援及び生産能力強化支援、中東・アフリカ諸国に対する人道支援としての緊急食料支援を実施している。7月5日、日本は、中東やアフリカなどの支援が必要な国に対して、ウクライナ情勢の影響を受けて悪化したグローバルな食料安全保障への対応として約2億ドルの支援の実施を決定した。

アジア地域に対しては、日本は人間の安全保障に基づき、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けて、ASEAN+3 (ASEAN10か国+日本、中国、韓国) の枠組みで、ASEAN+3緊急米備蓄やASEAN食料安全保障情報システムの支援を実施していく。

2022年7月、一大穀物輸出国であるウクライナからの穀物輸出の再開について、国連、トルコ、ウクライナ及びロシアとの間で「黒海穀物イニシアティブ」が合意された。日本はこの合意を一貫して支持し、その履行の重要性を訴えている。11月11日、日本は、ウクライナ政府から無償で提供されるウクライナ産の小麦を、WFPを通じて、同国オデーサ港からソマリアへ輸送し、現場への配布を行う支援の実施を決定し、12月にオデーサ港から黒海経由で現地へ輸送された。さらに、ウクライナに対しては、ウクライナ国内で生産された穀物の輸出を促進する観点から、戦争の影響により不足して

いた同国の穀物貯蔵能力を拡大するために、簡易的な穀物貯蔵施設の支援を行った。

日本は、こうした取組を通じて、世界の食料不安を払拭し、食料が政治的に利用されることのないように対応している。

エネルギー市場の安定化に向けては、日本は、資源生産国に対する増産の働きかけを行ったほか、国際機関と協調して、石油備蓄の放出を実施してきた。また、2022年2月及び3月には、ウクライナ情勢を含め欧州の厳しいエネルギー情勢を踏まえ、日本企業が取り扱う液化天然ガス (LNG) のうち一部を欧州に融通した。同時に、国際社会が、エネルギー資源を使って圧力をかけているロシアへの依存状態から脱却しつつエネルギーの安定供給を確保できるようにするため、日本は、原油・天然ガスの供給源の多角化、水素・アンモニア、再生可能エネルギー及び原子力の活用など、現実的なエネルギー移行に向けた取組も促進・支援している。

日本は、食料・エネルギーが人間一人一人に行き渡ることが不可欠との考えの下、グローバルな食料・エネルギーの安全保障の確保に向けて、引き続き、各種取組を行っていく。

(2) 原子力の安全に向けた取組

ロシア軍によるウクライナの原子力施設の占拠その他の活動は、ウクライナの平和目的のための原子力施設の安全と核セキュリティを脅かし、原子力事故や異常事象のリスクを著しく増大させ、ウクライナ、近隣諸国及び国際社会の人々を危険にさらしている。特に、ロシアによるザポリジヤ原発の占拠や軍事化は、同施設、その職員及び地域の安全及び核セキュリティに深刻な脅威を与えている。また、8月以降、ザポリジヤ原発周辺では断続的に砲撃が確認されており、ウクライナにおける原子力の安全をめぐる、厳しい状況が続いている。

国際原子力機関 (IAEA) は、ロシアによるウクライナ侵略が始まって以降、ウクライナの原子力施



日本の支援によりウクライナからソマリアに輸送されたウクライナ産小麦
(©WFP/Jamal Ali)



林外務大臣とグロッシェーIAEA事務局長との会談（5月19日、東京）

設などの安全に係る情報収集を精力的に行い、最新の状況を同機関ホームページ、SNSなどを通じて継続的に国際社会に向けて発信している。また、ウクライナの原子力施設における安全などを評価することを目的に、同機関の専門家から成るミッションを同国の原子力施設に複数回派遣し、その調査結果を報告書などで発表している。

特に、ロシアによるザポリジヤ原発の占拠後初となる9月の同施設への専門家派遣にはグロッシェー事務局長自らも参加し、派遣後には同原発を含むウクライナの原子力施設に関する報告書を公表した。同報告書では、IAEAが提唱する原子力施設の安全及び核セキュリティ確保のための「7つの柱」⁵に基づき、ザポリジヤ原発における施設の物理的損傷の指摘に加え、同原発及びその周辺における砲撃の即時停止、同原発周辺での「原子力安全・核セキュリティ保護区域」の設定に係る関係者間の合意、職員の適切な就労環境の再構築などに関する勧告が記載された。また、IA

EAは、11月にも最新の関連報告書を発表し、ウクライナが「汚い爆弾」を使用する準備を行っているとのロシアの主張を受けて現地査察ミッションを派遣し、ウクライナの原子力施設において未申告の核活動や核物質は確認されなかったと公表した。さらに、2023年1月には、ウクライナからの要請を受けて、同国の全ての原子力発電所とチョルノービリ・サイトにIAEA専門家の常駐を開始した。これらの取組に基づくIAEAの情報及び評価は、戦禍にあるウクライナの原子力施設の安全などの確保という課題に国際社会が連携して対応していく上で、極めて重要な役割を果たしている。

日本は、IAEAの任務が妨げられることなく行われ、ウクライナの原子力施設やその職員の安全が確保されることが重要との立場である。日本は、5月にグロッシェー事務局長を外務省賓客として日本に招待し、政府関係者などとの面談や東京電力福島第一原子力発電所の視察を通じて日本の原子力安全及び原子力の平和的利用のための取組に関する理解を促進し、また、IAEAを通じたウクライナ支援の取組として、同国における緊急性の高い機材の調達やIAEAの専門家の派遣に対し、総額200万ユーロの支援を表明した。また、11月には、IAEAの専門家がウクライナ国内で移動する際に使用する防弾車の経費の拠出を決定した。さらに、IAEAの取組への更なる支援として、2022年度の補正予算を通じて約8億6,700万円（約800万ドル）の拠出を決定した。日本は引き続きG7各国と緊密に連携しつつ、ウクライナの原子力施設の安全などの確保に向けたIAEAの取組を後押ししていく。

5. 1. 原子炉、燃料貯蔵プール、放射線廃棄物貯蔵・処理施設にかかわらず、原子力施設の物理的一体性が維持されなければならない。
2. 原子力安全と核セキュリティに係る全てのシステムと装備が常に完全に機能しなければならない。
3. 施設の職員が適切な輪番で各々の原子力安全及び核セキュリティに係る職務を遂行できなければならない、不当な圧力なく原子力安全と核セキュリティに関して、決定する能力を保持していなければならない。
4. 全ての原子力サイトに対して、サイト外から配電網を通じた電力供給が確保されていなければならない。
5. サイトへの及びサイトからの物流のサプライチェーン網及び輸送が中断されてはならない。
6. 効果的なサイト内外の放射線監視システム及び緊急事態への準備・対応措置がなければならない。
7. 必要に応じて、規制当局とサイトとの間で信頼できるコミュニケーションがなければならない。

（出典）ウクライナにおける原子力安全と核セキュリティの枠組みに関するG7不拡散局長級会合（NPDG）声明（2022年3月15日）